

国海運第115号の2  
平成23年12月2日

社団法人日本船主協会会長 殿

(国土交通省)海事局運航労務課長

STCW条約改正を受けた船舶保安従事者その他の乗組員(船舶保安管理者を除く。)に対する教育訓練の内容及び当該教育訓練修了証の発給について

1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(以下「STCW条約」という。)の2010年改正に伴う「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則」(平成16年国土交通省令第59号。以下「規則」という。)の一部改正につきましては、「STCW条約改正等を受けた船員法施行規則等の一部改正について(通知)」(平成23年12月2日付け国海運第114号の2)により通知したところであります。

今回の規則改正におきまして、船舶保安統括者の業務として、船舶保安管理者及び船舶保安従事者以外の乗組員に対する教育訓練の実施の管理を追加したところですが、船舶保安従事者その他の乗組員(船舶保安管理者を除く。)に対します教育訓練の内容及び当該教育訓練修了証の発給につきましては、下記に従って、その実施が図られますよう、貴協会傘下の関係者に周知方宜しくお願い致します。

## 記

### 1. 教育訓練の内容等

#### 一 教育訓練の内容

(1) 船舶保安従事者(規則第8条第5項第4号に規定する国際航海日本船舶に係る保安の確保に関する業務に従事する者をいう。以下同じ。)以外の乗組員(船舶保安管理者を除く。)に対する教育訓練

#### ① 海上保安の認識の向上により海上保安の強化への寄与

1) 海上保安の用語及び定義の基本的な知識(海賊及び武装強盗に関する要素を含む。)

- 2) 政府、会社及び個人における国際的な海上保安の方針及び責任の基本的な知識
  - 3) 保安レベル、当該保安レベルにおける船上と港湾施設の保安措置及び手順の効果の基本的な知識
  - 4) 保安報告手順の基本的な知識
  - 5) 保安関連の対応計画の基本的な知識
- ② 保安脅威の認識
- 1) 保安措置を忌避するために用いられる技法の基本的な知識
  - 2) 潜在的な保安脅威を容易に認識する基本的な知識(海賊及び武装強盗に関する要素を含む。)
  - 3) 武器、危険物及び危険な道具並びにこれらの危険性を容易に認識する基本的な知識
  - 4) 保安関連の情報及び通信の取扱いの基本的な知識
- ③ 保安の認識及び警戒を維持する必要性及び方法の理解  
関連条約、コード及びIMO回章に基づく訓練、操練及び演習要件の基本的な知識(海賊及び武装強盗に対応する関連の要件を含む。)

(2) 船舶保安従事者に対する教育訓練

- ① 船舶保安規程に定める状態の維持
- 1) 海上保安の用語及び定義の業務上の知識(海賊及び武装強盗に関する要素を含む。)
  - 2) 政府、会社及び個人における国際的な海上保安の方針及び責任の知識(海賊及び武装強盗に関する要素の業務上の知識を含む。)
  - 3) 保安レベル、当該保安レベルにおける船上と港湾施設の保安措置及び手順の効果の知識
  - 4) 保安報告手順の知識
  - 5) 関連条約、コード及びIMO回章に基づく操練及び演習に関する手順及び要件の知識(海賊及び武装強盗に関する手順及び要件の業務上の知識を含む。)
  - 6) 船舶保安規程に定める保安措置としての検査及び点検並びに管理及び監視の実施に関する手順の知識
  - 7) 保安脅威及び保安の侵害への対応計画及び手順(船舶と港のインターフェイスの重要な運用を維持するための規定を含む。)の知識(海賊及び武装強盗に関する業務上の知識を含む。)
- ② 保安リスク及び脅威の認識
- 1) 保安関連文書の知識

保安関連文書とは、次に掲げる文書。

- ・ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成16年法律第31号。以下「法」という。)第10条に規定する船舶保安記録簿
  - ・ 法第11条に規定する船舶保安規程
  - ・ 法第44条に規定する船舶保安情報
  - ・ 規則第7条第4項に規定する保安確認書
- 2) 保安措置を忌避するために用いられる技法の知識(海賊及び武装強盗に用いられるものを含む。)
  - 3) 潜在的な保安脅威を容易に認識する知識
  - 4) 武器、危険物及び危険な道具並びにこれらの危険性を容易に認識する知識
  - 5) 群衆管理の技法の知識(適当な場合に限る。)
  - 6) 保安関連の情報及び通信の取扱いの知識
  - 7) 物理的検査及びX線等の検査方法の知識
- ③ 定期的な船舶保安検査の実施
- 1) 制限区域の監視技法の知識
  - 2) 船舶及び船内の制限区域へのアクセス管理の知識
  - 3) 甲板区域及び船舶の周囲の効果的な監視方法の知識
  - 4) 貨物及び船用品に関する検査方法の知識
  - 5) 人の乗下船及びアクセスの管理方法及びその効果の知識
- ④ 保安設備及び装置の適切な使用(設置されている場合に限る。)
- 1) 様々な種類の保安設備及び装置(海賊及び武装強盗に襲撃された場合に使用するものを含む。)の全般的な知識(それらの限界を含む。)
  - 2) 保安装置及び設備の試験、調整及び保守の必要性(特に、海上にいる場合)の知識

## 二 教育訓練の実施時期

国際航海日本船舶において業務に従事するまでに実施すること。平成24年(2012年)1月1日より前に、国際航海日本船舶において業務に従事している者(既に上記一に掲げる内容の教育訓練を修了している者を除く。)にあつては、平成25年(2013年)12月31日までの間にできるだけ速やかに実施すること。

## 三 教育訓練の実施方法

講義その他の適当な方法により行う。

## 四 教育訓練を行う講師

次のいずれかの要件を備えた者であること。

- (1) 規則第8条第1項各号に掲げる事項についての知識及び能力を有する者であること。
- (2) 規則第12条に規定する船舶保安管理者講習修了証を受有している者であること。

## 2. 教育訓練修了証の発給

船舶保安統括者は、上記1に従って実施した教育訓練を修了した者に対して教育訓練修了証を発給すること。教育訓練修了証の様式については、上記1. 一(1)の教育訓練を修了した者にあつては第一号様式、上記1. 一(2)の教育訓練を修了した者にあつては第二号様式を参考にして作成すること。

なお、STCW条約の他の締約国等が発給した当該教育訓練を修了した旨の証明書を受有している者にあつては、上記1に従った教育訓練を修了したものとみなし、教育訓練修了証を発給することは要しないこととすることができる。

また、平成24年(2012年)1月1日より前に、国際航海日本船舶において業務に従事している者であつて、上記1. 一に掲げる内容の教育訓練を修了しているものにあつては、既に上記1に従った教育訓練を修了したものとみなし、適宜、教育訓練修了証を発給することができる。

## 3. 船舶保安管理者適任証書等を受有している者の取扱いについて

「船舶保安管理者適任証書」を受有している者、規則第12条に基づき独立行政法人海技教育機構が交付する「船舶保安管理者講習修了証」を受有している者又はSTCW条約附属書第VI/5規則に基づきSTCW条約の他の締約国等が発給したShip Security Officerの資格証明書を受有している者にあつては、上記1に従った教育訓練を修了したものとし、教育訓練修了証を発給することは要しないこととすることができる。

(第一号様式)

番 号 Certificate No. 発 給 年 月 日 Issued on dd/mm/yyyy
保安認識訓練修了証 Certificate of Proficiency for a security awareness training
氏 名:..... Name of the holder of the certificate: .....
生年月日:.....年 月 日 Date of birth of the holder of the certificate: <u>dd / mm / yyyy</u>
本籍地の都道府県名:..... Nationality:.....
上記の者は、改正された 1978 年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約附属書第 VI/6 規則に基づく保安認識訓練を修了したことを証明する。 It is certified that the above mentioned person has been completed a security awareness training in accordance with regulation VI/6 of STCW Convention, as amended.
船舶保安統括者の氏名:..... Name of company security officer:..... 国際航海日本船舶の所有者の名称(印): Name of shipowner(Stamp): .....
この証明書は、日本国政府により承認されているものである。 This Certificate is approved by Japanese Government.

(第二号様式)

番 号

Certificate No.

発 給 年 月 日

Issued on dd / mm / yyyy

保安従事者訓練修了証  
Certificate of Proficiency for a security training  
for seafarers with designated security duties

氏 名 : .....

Name of the holder of the certificate:

生年月日 : ..... 年 月 日

Date of birth of the holder of the certificate: dd / mm / yyyy

本籍地の都道府県名 : .....

Nationality: .....

上記の者は、改正された 1978 年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約附属書第 VI/6 規則に基づく保安従事者訓練を修了したことを証明する。

It is certified that the above mentioned person has been completed a security training for seafarers with designated security duties in accordance with regulation VI/6 of STCW Convention, as amended.

船舶保安統括者の氏名 : .....

Name of company security officer: .....

国際航海日本船舶の所有者の名称(印) :

Name of shipowner (Stamp):  
.....

この証明書は、日本国政府により承認されているものである。

This Certificate is approved by Japanese Government.